

別表1 障害者日常生活用具一覧（一宮市）

令和6年4月1日現在

用具名	対象者			基準額	性能等	耐用年数	
	障害の程度	年齢等	その他の要件(注3)				
【介護・訓練支援用具】							
特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害2級以上(注1)	18歳以上(注2)	在宅	—	200,000円	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年(注5)
	②難病患者等(注9)	18歳以上(注2)	在宅	寝たきりの状態であって、医師の意見書により必要と認められる者			
特殊マット	①下肢又は体幹機能障害2級以上(注1)	3歳以上18歳未満	在宅	—	19,600円(注7)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの。	5年
	②下肢又は体幹機能障害1級(注1)	18歳以上(注2)	在宅	常時介護を要すること			
	③難病患者等(注9)	3歳以上(注2)	在宅	寝たきりの状態であって、医師の意見書により必要と認められる者			
	④知的障害の程度が重度又は最重度	3歳以上(注2)	在宅	—	19,600円		
特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害1級(注1)	6歳以上(注2)	在宅	常時介護を要すること	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	②難病患者等(注9)	6歳以上(注2)	在宅	自力で排尿できない状態にあつて、医師の意見書により必要と認められる者			
入浴担架	①下肢又は体幹機能障害2級以上(注1)	3歳以上	在宅	入浴時に他人の介助を要すること	82,400円	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年(注8)
	②難病患者等(注9)	3歳以上	在宅	入浴時に他人の介助を要し、医師の意見書により必要と認められる者			
体位変換器	①下肢又は体幹機能障害2級以上(注1)	6歳以上(注2)	在宅	下着交換等に当たつて他人の介助を要すること	15,000円	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	②難病患者等(注9)	6歳以上(注2)	在宅	寝たきりの状態であつて、医師の意見書により必要と認められる者			
移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害2級以上(注1)	3歳以上(注2)	在宅	家庭内の移動等に他人の介助を要すること	159,000円	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	②難病患者等(注9)	3歳以上(注2)	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			

移動用リフトの つり具部分	①下肢又は体幹機能障 害2級以上(注1)	3歳以上(注2)	在宅	移動用リフトを使用していること	50,000円	移動用リフトに連結可能であ るもの。	3年 (注8)
	②難病患者等(注9)	3歳以上(注2)	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、 医師の意見書により必要と認められ る者			
訓練いす	①下肢又は体幹機能障 害2級以上(注1)	3歳以上18歳未 満	在宅	—	33,100円	原則として付属のテーブルを つけるものとする。	5年
	②難病患者等(注9)	3歳以上18歳未 満	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、 医師の意見書により必要と認められ る者			
訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障 害2級以上(注1)	6歳以上	在宅	—	200,000円	腕又は脚の訓練できる器具を備 えたもの。	8年 (注5)
	②難病患者等(注9)	6歳以上	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、 医師の意見書により必要と認められ る者			
【自立生活支援用具】							
入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障 害(注1)	3歳以上又は身 長81cm以上(注 2)	在宅	入浴時に他人の介助を要すること	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 障害者等又は介助者が容易に 使用し得るもの。ただし、設 置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年
	②難病患者等(注9)	3歳以上又は身 長81cm以上(注 2)	在宅	入浴時に他人の介助を要し、医師の 意見書により必要と認められる者			
便器	①下肢4級又は体幹機 能障害3級以上(注1)	6歳以上(注2)	在宅	—	10,000円	障害者等が容易に使用し得るも の。(手すりをつけることができ る。)ただし、取替えに当たり 住宅改修を伴うものを除く。	8年
	②難病患者等(注9)	6歳以上(注2)	在宅	常時介護を要し、医師の意見書によ り必要と認められる者			
T字状・棒状のつ え	①平衡機能、移動機能 又は下肢もしくは体幹 機能障害(注1)	—	—	—	4,410円	手に持って歩行の助けとする 細長い棒で、材質は木材又は 軽金属とする。	3年
	②難病患者等(注9)	—	—	下肢又は体幹機能に障害があつて、 医師の意見書により必要と認められ る者			
電子式歩行補助 具	視覚障害2級以上	6歳以上	—	白杖、盲導犬等と本用具を併用す ることにより、移動の困難が軽減され ると認められる者	79,000円	超音波、レーザー光線等を利用 して、物体までの距離を音 や振動で表現する歩行補助具	5年

						であり、視覚障害者の歩行補助として実用性があり容易に使用し得るもの。	
移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢もしくはは体幹機能障害(注1)	3歳以上(注2)	在宅	家庭内の移動等に他人の介助を要すること	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア. 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	②難病患者等(注9)	3歳以上(注2)	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
頭部保護帽	①平衡機能、移動機能又は下肢もしくはは体幹機能障害(注1)	—	—	歩行の際に必要とすること	29,400円	転倒や自傷行為の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
	②知的障害の程度が重度又は最重度	—	—	てんかんの発作等により頻繁に転倒する、又は自傷行為により頭部を強打することが、医師の意見書で確認できる者			
	③精神障害1級以上	—	—	てんかんの発作等により頻繁に転倒することが医師の意見書で確認できる者			
	④難病患者等(注9)	—	—	歩行の際に必要であることが医師の意見書で確認できる者			
特殊便器	①上肢障害2級以上(注1)	6歳以上	在宅		151,200円	足踏ペダル等により温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	②難病患者等(注9)	6歳以上	在宅	上肢機能に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
	③知的障害の程度が重度又は最重度	6歳以上	在宅	訓練を行ってもみずから排便後の処理が困難であること			

火災警報器	①身体障害 2 級以上	—	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1 世帯 2 台まで)	1 台 15,500 円 (2 台まで)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年
	②知的障害の程度が重度又は最重度						
	③精神障害 1 級以上	—	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、医師の意見書により必要と認められる者(1 世帯 2 台まで)			
	④難病患者等(注 9)						
自動消火器	①身体障害 2 級以上	—	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年
	②知的障害の程度が重度又は最重度						
	③精神障害 1 級以上						
	④難病患者等(注 9)	—	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、医師の意見書により必要と認められる者			
電磁調理器	①視覚障害 2 級以上	18 歳以上	在宅	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000 円	障害者が容易に使用し得るもの。	6 年
	②知的障害の程度が重度又は最重度	18 歳以上	在宅	単身世帯及びこれに準ずる世帯			
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	6 歳以上	在宅	—	7,000 円	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上	18 歳以上	在宅	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに週 5 日以上の昼間独居の時間が 4 時間以上となる聴覚障害者で日常生活上必要と認められる世帯	87,400 円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)。	10 年

【在宅療養等支援用具】							
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上	3 歳以上	在宅	自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行うもの	51,500 円	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年
ネブライザー	①呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度	—	在宅	呼吸器機能障害以外は医師の意見書により必要と認められる者	36,000 円 (吸引・吸入両用器 63,000 円)	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
	②難病患者等(注 9)	—	在宅	医師の意見書により必要と認められる者			
電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度	—	在宅	呼吸器機能障害以外は医師の意見書により必要と認められる者	56,400 円 (吸引・吸入両用器 63,000 円)	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
	②難病患者等(注 9)	—	在宅	医師の意見書により必要と認められる者			
パルスオキシメーター	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者	—	在宅	呼吸器機能障害以外(難病患者等を含む)は医師の意見書により必要と認められる者	40,000 円	障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上	6 歳以上	在宅	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000 円	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上	18 歳以上	在宅	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18,000 円	視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5 年
自家発電機等	常時人工呼吸器の装着が必要な者	—	在宅	医師の意見書により必要と認められる者(難病患者等を含む)	100,000 円	・自家発電機 人工呼吸器を正常に作動させる動力源となるもの。 ・外部バッテリー、アクセサリソケットから電気を供給するケーブル (※ただし、誓約書により医療保険が適用されない用具に限る。)	10 年
【情報・意思疎通支援用具】							

携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由(注1)	6歳以上	—	発声・発語に著しい障害を有する者	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	
情報・通信支援用具	上肢	上肢機能障害2級以上(注1)	6歳以上	在宅	上肢、視覚①、②で同一使用目的のパソコンソフト、周辺機器の購入は不可とする 両障害に該当する場合は、基準額を合算することができる	情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用するに当たり、障害があることにより必要となる周辺機器(プリンター又はハード若しくはメモリー等の増強又は視覚障害者が文字を読み取り、パソコン内で音声化する目的以外で使用するスキャナー等を除く)、及びソフトウェア。	6年(注5)	
	視覚①	視覚障害2級以上	6歳以上	在宅				100,000円
	視覚②	視覚障害2級以上	6歳以上	在宅				100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)又は視覚障害1級、2級	—	在宅	必要と認められる者	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	
点字器	視覚障害	—	—	—	標準型 10,712円	32マス18行、両面書で、真鍮板製またはプラスチック製	標準型 7年	
					携帯型 7,416円	32マス4行、片面書で、アルミニウム製またはプラスチック製	携帯型 5年	
点字タイプライター	視覚障害2級以上	—	在宅	就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者	63,100円	視覚障害者が容易に使用し得るもの(注10)。	5年	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	6歳以上	—	—	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	知覚又は音声等により操作ボタンが認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの(注4)。	6年	

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上	6 歳以上	—	—	99,800 円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの（注 4）。	6 年
視覚障害者用拡大読書器	①視覚障害	6 歳以上	携帯用は在宅	本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000 円	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの（注 4）。	8 年
	②難病患者等（注 9）	6 歳以上	携帯用は在宅	視覚に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上	18 歳以上	—	—	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10 年
聴覚障害者用通信装置	①聴覚障害又は発声・発語に著しい障害	6 歳以上	在宅	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	30,000 円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの（注 10）。	5 年
	②難病患者等（注 9）	6 歳以上	在宅	難聴又は発声・言語に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	—	在宅	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの（注 4）。	6 年

人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障害	—	—	人工内耳埋込手術を受けており、医師の意見書により必要と認められる者	200,000 円	・音を電気信号に変換するもの。 (※ただし、誓約書により医療保険、民間保険が適用されない用具に限る。)	5年 (装用から5年以上経過している者)
人工喉頭	音声機能喪失(喉頭摘出)	—	—	—	笛式 5,150 円 気管カニューレ付 3,193 円増	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	笛式 4年
					電動式 72,203 円	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池・充電器含む)。	電動式 5年
点字図書	視覚障害	—	—	主に、情報の入手を点字によっている者		点字により作成された図書(月刊や週刊で発行される雑誌類を除く)。1人につき一年度に6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。	—
【排泄管理支援用具】							
ストーマ装具(消化器系)	直腸機能障害	—	—	ストーマを造設した者。ストーマを複数造設している場合に、ストーマの数が身体障害者手帳などで確認できない場合は、初めての申請時(転入を含む)に、医師の意見書が必要。	月 8,858 円 (基準単価×ストーマの数)	ストーマから排出される便を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む。	—
洗腸用具	直腸機能障害	—	—	ストーマを造設した者	12,000 円 (6ヶ月)	障害者等が容易に使用し得るもの。ストーマ装具(消化器系)との併用は認めない。	—
ストーマ装具(尿路系)	膀胱機能障害	—	—	ストーマを造設した者。ストーマを複数造設している場合に、ストーマの数が身体障害者手帳などで確認できない場合は、初めての申請時(転入を含む)に、医師の意見書が必要。	月 11,639 円 (基準単価×ストーマの数)	ストーマから排出される尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用キャップ付とする。皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む。	—

紙おむつ等 ①紙おむつ ②脱脂綿・サラシ・ガーゼ	排便又は排尿機能障害	3歳以上	—	以下(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかに該当する者で、紙おむつ等を必要とする者。初めての申請(転入を含む)及び18歳になって初めての申請の時に医師の意見書が必要。 (Ⅰ)ストーマの著しい変形もしくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ装具を装着できない者 (Ⅱ)二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者 (Ⅲ)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	①②共に月12,000円	①、②のいずれかとする。紙コップ・テープ・お尻拭き等の付属品は含まない。	—
	下肢もしくは体幹機能障害2級以上又は下肢もしくは体幹機能障害3級かつ療育A判定			(Ⅳ)脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、以下のすべてを満たす者 1. 身体障害の原因が次の疾病等によるもの 脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸 2. 上記の疾病等の発生時期が6歳未満(就学前の幼児を含む)であったもの 3. 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの ア. 自力でトイレに行けない イ. 自力で便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない ウ. 介助による定時排泄ができない			
収尿器	①下肢・体幹機能障害(注1)	—	—	排尿障害(特に失禁)のある者	8,755円×2	男性用は、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。女性用は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの、またはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの	1年
	②難病患者等(注9)	—	—	排尿障害(特に失禁)があり、医師の意見書により必要と認められる者			

【住宅改修費】							
居宅生活動作補助用具(難病患者等住宅リフォーム)	難病患者等(注9)	6歳以上(注2)	在宅	障害者等が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ身体の状態、住宅の状況等を勘案して必要と認める用具及び改修工事に限る。体幹又は視覚に障害があり、医師の意見書により必要と認められる者(注11)	200,000円	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 【住宅改修の範囲】(注6) ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—
居宅生活動作補助用具(肢体不自由者住宅リフォーム)	下肢もしくは体幹機能障害3級以上又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害3級以上(移動機能障害に限る。)。特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上	6歳以上(注2)	在宅	障害者等が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ身体の状態、住宅の状況等を勘案して必要と認める用具及び改修工事に限る。(注11)	200,000円	住宅改修の範囲は、難病患者等住宅リフォームに同じ。	—
居宅生活動作補助用具(視覚障害者住宅リフォーム)	視覚障害3級以上	6歳以上(注2)	在宅	要件は、肢体不自由者住宅リフォームに同じ。	200,000円	住宅改修の範囲は、肢体不自由者住宅リフォームに同じ。	—

<p>居宅生活動作補助用具(重度身体障害者住宅リフォーム加算)</p>	<p>肢体不自由者住宅リフォームを受ける者は、下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 2 級以上(移動機能障害に限る。) 視覚障害者住宅リフォームを受ける者は、視覚障害 2 級以上</p>	<p>6 歳以上(注 2)</p>	<p>在宅</p>	<p>肢体不自由者住宅リフォーム(特殊便器への取替えを除く)または視覚障害者リフォームを受けても十分な改修のできない場合で、同制度と同時に申請する場合であって、居住者の申請時の年度の市民税が非課税の世帯(申請が 4 月～6 月にあつては前年度)に属する者</p>	<p>300,000 円</p>	<p>住宅改修の範囲は、同時に利用する肢体不自由者住宅リフォーム、視覚障害者リフォームに同じ。</p>	<p>—</p>
-------------------------------------	---	-------------------	-----------	---	------------------	---	----------

(注 1) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

(注 2) 介護保険法による福祉用具及び住宅改修費と重複種目であり、貸与又は購入等の費用の支給を受けられる者及び同法第 7 条の要介護者又は要支援者に認定されなかった者は対象としない。ただし、居宅生活補助用具(視覚障害者住宅リフォーム)については、同法の福祉用具の貸与又は購入等の費用の支給を受けられない者であっても、特に必要と認めるときは対象とすることができる。

(注 3) 対象者欄のその他の要件欄に在宅とあるのは、在宅であること(有料老人ホーム・グループホームに入所中の者を含む)又は近日中に病院・診療所・福祉施設等を退院・退所することが決まっていることを要件とする。

(注 4) パーソナルコンピュータの周辺機器・ソフトウェア等、情報通信支援用具に該当するもの及びパーソナルコンピュータとこれらを組み合わせたものは対象外とする。

(注 5) 訓練用ベッド及び特殊寝台については、耐用年数の規定において同種目として取り扱う。都道府県等が実施する障害者情報バリアフリー化支援事業の助成金の交付を受けた者は、耐用年数の規定において、この要綱の情報・通信支援用具の給付を受けたものとみなす。

(注 6) エレベーター及びその他の昇降機、天井走行型のリフトの購入及び設置工事費、これらに類する工事規模以上と認められるものは対象としない。

(注 7) 意見書により、寝返りができない等の理由で褥瘡防止の為に耐圧分散効果の高いマットが必要と認められる場合は 50,000 円加算できるものとする。

(注 8) すでに入浴担架の項目でつり具を申請した場合は、3 年経過後に再申請可能とする。

(注 9) 「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条別表に定める疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(注 10) 単体で使用できるもので、パーソナルコンピュータに接続しても使用できるものも対象。パーソナルコンピュータの周辺機器・ソフトウェア等、情報通信支援用具のみに該当するものは対象外。

(注 11) 過去に難病患者等住宅リフォーム、肢体不自由者住宅リフォーム、視覚障害者住宅リフォームのいずれの給付も受けていないこと。また、障害重複の場合、肢体不自由者住宅リフォーム、視覚障害者住宅リフォームいずれかの申請に限る。